



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成27年12月 4日

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の伐採木を無償配布します

～木材資源を有効活用（燃料、キノコ栽培、ガーデニング等）してみませんか～

鳥取河川国道事務所では、千代川の河川工事で伐採した樹木を資源リサイクルの観点から、希望者に無償配布致します。

【申込み方法】

無償配布希望者は、所定の申請書に必要事項を記入し、12月11日（金）までに申請して下さい。

【受け渡し日時・場所】

平成27年12月11日（金） 10時～
鳥取市河原町布袋地先 千代川左岸 布袋大橋下付近

【配布予定数量】

- ・伐採木は無くなり次第配布を終了します。
- ・配布数量が少量のため、お一人様10本程度の配布とさせていただきます。
- ・申請が予約の確約ではありません。受け渡し場所での先着順となりますので、希望日時によっては配布終了している場合があります。

【申込先】

鳥取河川国道事務所河原出張所へ持ち込みまたはFAXで申込み

TEL：0858-85-0517 FAX：0858-85-2162

詳細は鳥取河川国道事務所のホームページを確認してください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

※平成28年2月上旬頃、千代水出張所にて袋川での伐採木を配布する予定です。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長（河川） 後藤 誠志

【担当】 工務第一課長 丸下 淳一

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所HPアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

【お知らせ】

千代川で伐採した樹木を無償配布します。

国土交通省鳥取河川国道事務所では、千代川の河川工事で伐採した樹木について、資源リサイクルの観点から希望者に無償で配布します。

伐採木を希望する方は、申請書に必要事項を記入の上、12月11日（金）までにお申し込み下さい。（配布当日に現地でご記入頂いてもかまいません）

■配布場所・日時

平成27年12月11日（金） 10時～

鳥取市河原町布袋地先 千代川左岸高水敷 布袋大橋下付近



（地図出典：国土地理院ホームページ電子国土Webをもとに鳥取河川国道事務所作成）

※当該伐採木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13号第1項に定める申請の必要があります。

■引き渡し条件・注意事項

①事前申込みが必要です。

②各個人にて、引き渡し場所の積み込み・運搬作業を行って下さい。積み込み・運搬時の事故については、国土交通省は一切責任を持ちません。

③受け渡しは再利用による有効活用を目的としており、営利目的の転売は禁止します。

④違法行為（不法投棄等）の無いよう、各自の責任において適切に管理して下さい。

⑤引き渡し後の返却には応じることができません。

⑥配布量に限りがあるため、お一人様あたり10本程度とさせていただきます。

⑦申込みは予約ではありません。配布場所での先着順となりますので、引き渡し希望日時によっては配布が終了している場合があります。ご了承下さい。

■申込み方法

平成27年12月11日（金）までに、別紙の申込用紙に必要事項を記入の上、持ち込み又はFAXで河原出張所まで申込み下さい。申込み内容で当方から連絡する場合があります。

〒680-1241 鳥取県鳥取市河原町長瀬56-1
鳥取河川国道事務所 河原出張所

電話：0858-85-0517 FAX：0858-85-2162

別紙

千代川河川内伐採木 引取申請書

平成 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所
河原出張所長 殿

申請者氏名 _____

千代川の河川工事で発生した伐採木を当方で引き取りたく申請します。

希望受取日時 : 平成27年 月 日 時 分

伐採木の使用目的 : 燃料・キノコ栽培・ガーデニング材料・その他 ()

申請者連絡先 住所

電話番号 (FAX・その他でも可)

※個人情報の取扱について

記載頂いた情報は、伐採木の無償配布の目的にのみ使用します。その他の用途に利用することは一切ありません。

【注意事項】

- ・積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ・伐採木は申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ・引取後の伐採木は申請者の責任により適切に管理して下さい。
- ・積み込み・運搬時ならびに、提供後の伐採木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことは出来ません。
- ・引き渡し後の返却に応じることは出来ません。
- ・本申請書は予約ではありません。配布場所での先着順となりますので、希望日時時点で配布が終了している場合がありますのでご了承下さい。

以上のことを確認のうえ、内容に 同意する 同意しない (印をお付け下さい)

■参加資格の合致状況 (該当する項目の□にレ点を記入願います)

- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■アンケート欄

・伐採木の提供について、今回の配布情報はどのように知りましたか？

・今後希望する時期、提供方法に関する要望など